

## 奈良市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第2条 次の各号に定める事業者の広告は、掲載しない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- （3）各種法令に違反している事業者
- （4）法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- （5）社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
- （6）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- （7）奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成15年1月6日制定）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けている事業者
- （8）その他市長が広告を掲載することを不適切と認める事業者

2 次の各号に定める業種の広告は、掲載しない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- （3）たばこ
- （4）結婚相談所・交際紹介業等
- （5）ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
- （6）占い、運勢判断等
- （7）興信所・探偵事務所等
- （8）法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- （9）その他市長が広告を掲載することを不適切と認める業種

3 前項に定める規制業種を含む複数の業種に携わる事業者については、規制業種に関連しない内容の広告に限り、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。